

木造住宅除却 補助制度のご案内

市の耐震診断を行った方は除却の補助制度があります。

木造住宅除却補助制度は
2023年4月からの
新事業ぞよ。



耐震診断（一般診断）

補助金利用の条件

・昭和56年5月31日以前に着工された旧耐震基準の木造住宅※であり、①～③のいずれかに該当するもの

※ 在来軸組構法または枠組壁構法に限る

- ① 所有かつ居住していること
- ② 所有かつ所有者の配偶者または一親等の親族が居住していること
- ③ 所有していること

・一戸建ての住宅、長屋（住戸数2戸まで）
または兼用住宅（住宅部分1/2以上）

・市に登録された耐震診断士が行う耐震診断
・市税の滞納がないこと など

補助金額

・耐震診断費用（一律） 9万9千円+消費税

・市からの補助金額(※) **7万3千円**

自己負担額 2万6千円+9万9千円の消費税

※ 世帯全員が「65歳以上の高齢者」かつ「市民税非課税」
の場合は9万9千円補助（自己負担額は消費税のみ）

耐震診断で分ることは？

・お住まいの木造住宅の地震に対する安全性
・耐震補強の提案及び補強工事の概算の費用

除却工事

補助金利用の条件

- ・市の補助金を利用して耐震診断をおこない「評点が1.0未満」（倒壊する可能性がある）と診断された木造住宅の全部を除却すること
- ・一戸建て住宅又は兼用住宅であること
- ・工業者が、建設業法別表第一に掲げる土木工事業、建築工事業または解体工事業に係る法律第3条第1項の許可を受けた者であること など

補助金額

①～③のうち最も低い額

- ① 除却工事の見積額の1/2
（消費税及び工事監理費を除く）
 - ② 除却する住宅の延べ面積（㎡）×20,000円の1/2
 - ③ 上限36万円
- ※ 茅ヶ崎市耐震改修促進計画に記載された耐震診断義務・努力路線に接する住宅は、上限45万円（1,000円未満端数を切り捨て）

「耐震診断」及び「除却工事」は、事前に補助金申請が必要です。
診断及び除却工事に係る消費税は申請者負担となります。

相談窓口

茅ヶ崎市 都市部 建築指導課 建築安全担当



TEL 0467-81-7185（直通）

FAX 0467-57-8377

e-mail kenshidou@city.chigasaki.kanagawa.jp

※詳細は相談窓口までご来庁されるか、
電話でお問合せ下さい。
インターネットをご利用の場合
茅ヶ崎市のホームページをご覧ください。

茅ヶ崎市 木造住宅除却

検索

木造住宅除却制度の流れ

市の補助金を利用しての耐震診断を実施

※診断結果が「評点 1.0 未満」（倒壊する可能性がある）と診断された場合

除却工事のご検討

補助金の利用条件を確認
してください。



除却工事の実施

補助金交付申請書の提出

期間：2週間程度

決定通知書の受理（郵送）

工事契約・除却工事の実施

実績報告書の提出

※実績報告書を市役所に提出後1か月程度で、
補助金が指定口座に振り込まれます。

除却事業完了

《申請時にお持ちいただくもの》

- ① 『補助金交付申請書』
- ② 『確認通知書』又は
『登記事項証明書』など
建築年月日がわかる公的書類
- ③ 耐震診断結果（写し）
- ④ 申請の対象となる木造住宅の
現況がわかる写真
- ⑤ 2者以上から徴収した見積書（写し）
及び建設業許可等を受けた者を
示すもの（写し）
- ⑥ 印鑑または本人確認書類
- ⑦ 『木造住宅除却事業同意書*』

※「申請者」と「所有者」が同一の場合必要ありません。

《実績報告時にお持ちいただくもの》

- ① 『実績報告書』
- ② 除却前後を比較できる写真
- ③ 領収書の写し

詳しくは、市役所建築指導課建築安全担当までお問い合わせください。